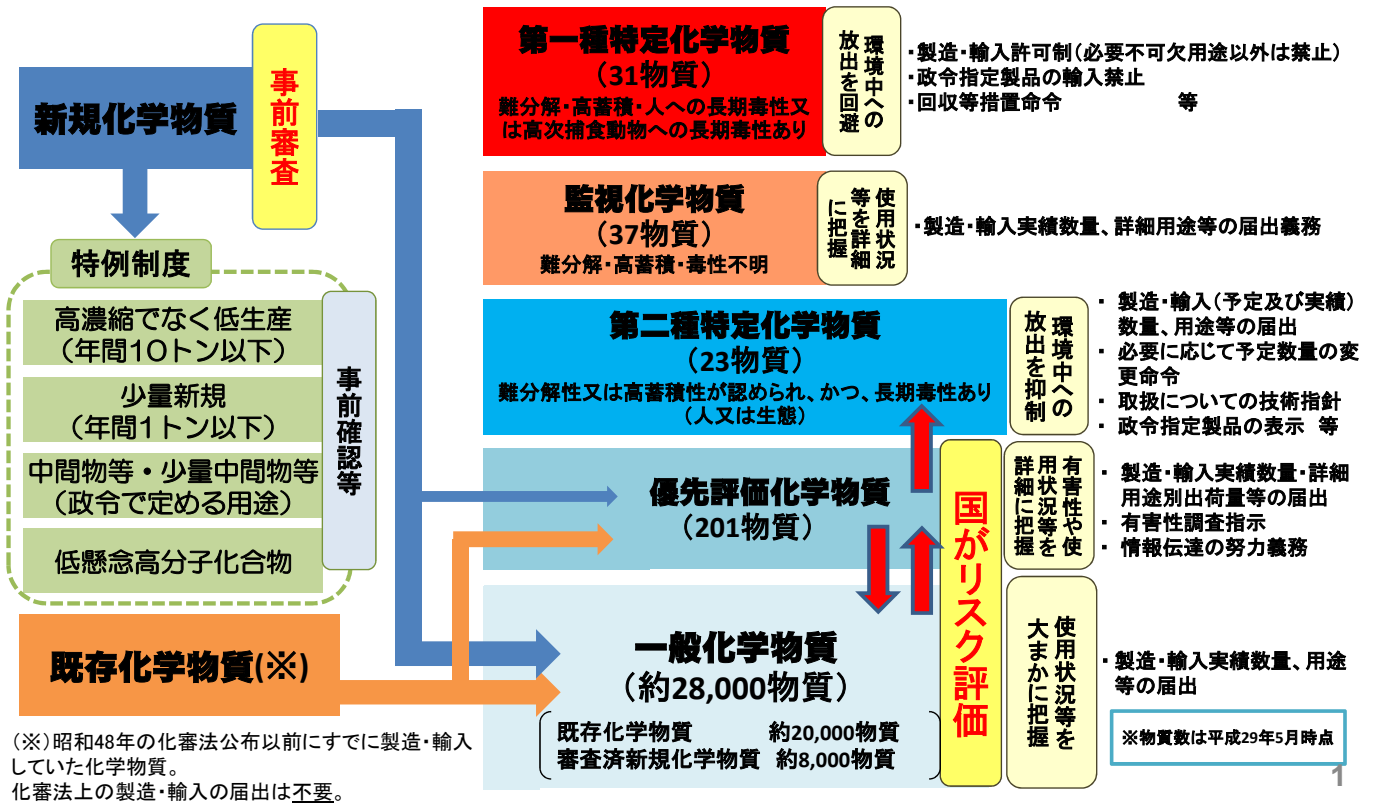


化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の体系

➤ 上市前の審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

POPs (Persistent Organic Pollutants) 残留性有機汚染物質

= 次の全てに該当する物質

- ① 長期毒性あり（人又は生態）
- ② 難分解性
- ③ 高蓄積性
- ④ 長距離移動性

1カ国に止まらない
国際的な環境汚染
防止の取組が必要

製造・使用等の
原則禁止

POPsによる環境汚染防止のため、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う。

- 2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。
- 2017年4月現在、181ヶ国（カナダ、ドイツ、フランス、英国、ロシア等）が締結。
- 締約国会議（COP）は2年に1回、これまで8回開催。
- 専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）で審議される。

(参考) 現在、POPs条約上、製造・使用等の原則禁止とされている物質

⇒ 全て第一種特定化学物質に指定済

アルドリル、エンドスルファン類、エンドリン、クロルデコン、クロルデン、ディルドリン、ヘキサクロロシクロヘキサン類、ヘキサクロロブタジエン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサプロモビフェニル、ヘプタクロル、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ペンタクロロベンゼン、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上）、ポリブロモジフェニルエーテル類、マイレックス、トキサフェン、PCB、ヘキサプロモシクロドデカン、DDT、PFOS及びその塩・PFOSF

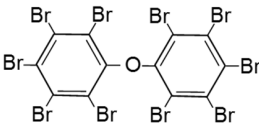
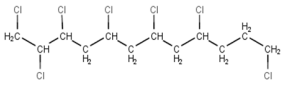
POPs条約第8回締約国会議（COP8）結果概要

○日時：2017年4月24日（月）～5月5日（金） ○場所：ジュネーブ（スイス）

○POPRCの勧告を踏まえ、以下の物質について、**製造・使用等の原則禁止**を決定

デカブロモジフェニルエーテル

短鎖塩素化パラフィン

物質名	主な用途	決定された内容
デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	難燃剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)※1 <ul style="list-style-type: none"> －自動車用部品（動力伝達系、燃料系等） －2022年12月より前に型式承認を受けた航空機用交換部品 －難燃性を有する繊維製品 －家電製品に用いられるプラスチックケース及び部品の添加剤 －断熱性建材用ポリウレタンフォーム
短鎖塩素化パラフィン (SCCP)（炭素数 10～13、塩素化率48重量%を超える、直鎖）	金属加工油、難燃剤  (炭素数12、塩素化率60%の例)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり)※1 <ul style="list-style-type: none"> －動力伝達用ベルト添加剤（天然・合成ゴム産業） －ゴム製コンベアベルト用交換部品（鉱業及び林業用） －皮革用加脂剤 －潤滑油添加剤（特に自動車、発電機等の用途）等

※1 日本においても当該用途を代替困難な用途と判断するか否かについては、平成29年秋メドに開催予定の化学物質安全対策部会において審議。

3

今後の予定

- ① デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンを化審法の第一種特定化学物質に指定すること(法第2条第2号)
- ② 海外における使用事情等を考慮して、輸入を禁止する製品を指定すること(法第24条第1項)
- ③ 代替困難な用途がある場合においては、当該用途を指定し、それ以外の用途への使用を制限すること(法第25条)

について薬事・食品衛生審議会において審議し、その結果を踏まえ、化審法に基づく第一種特定化学物質の指定等の必要な措置を講ずる。

平成29年8月21日

①について、化学物質安全対策部会で審議(公開案件、答申)

平成29年秋メド開催(予定)

②及び③について、化学物質安全対策部会で審議(公開案件、答申)

平成30年※

TBT通報・パブリックコメント等を経て、化審法施行令を改正・施行

※ 国連事務局から物質追加に関する通報の送付日(平成29年秋頃)から1年以内の施行が求められている。

4